

令和5年度 杉並区立井草中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、生徒の生命及び人権等、尊厳を保持するため、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの防止

○ いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設定する。

〈構成員〉 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、
特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、養護教諭、
スクールカウンセラー

〈活動〉 ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
② いじめ防止に関すること。
③ いじめ事案に対する対応に関すること。

〈開催〉 週1回を定例会（支援委員会）とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

○ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて日頃から注意喚起をするとともに、必要な啓発活動として、専門機関講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

○ いじめ防止のための措置

「いじめは人間として絶対に許されない」ものであるという雰囲気为学校全体で醸成する。

① 規範意識及び規律正しい態度を育成し、主体的な活動ができるような授業、学級・学年等の集団、学校づくりを行い、安心・安全な学校生活を送ることができるようにする。

- ② 全ての教育活動を通じて道徳教育及び人権教育の充実、体験活動等の充実を図り、心の通う他者とのコミュニケーション能力の育成を通して生徒の豊かな情操と道徳心を培う。
- ③ 家庭や地域と協力し、他者や社会に貢献・活躍していると感じられる機会を設け、自己有用感、自己肯定感を育む。

(2) 早期発見 ー相談体制の充実ー

- ① いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対してふれあいアンケート等での様子の把握など、年間3回調査を実施する。
- ② 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、日頃から相談しやすい教職員の雰囲気づくりとともにスクールカウンセラーによる面談を実施する。
- ③ いじめの防止等のための研修を計画的に実施し、いじめの防止等に関する教職員の意識・資質の向上を図る。

(3) いじめに対する措置

いじめに対する対応は、最優先課題として組織体制で取り組む。被害生徒を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で生徒の指導を社会性の向上、人格の成長を考えて行う。

- ① いじめの事実が確認された場合は、いじめを行った生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたりるとともに人格の形成、社会性の育成・向上に向けた指導に努める。また、保護者に対する指導助言を継続的に行う。
- ② いじめを受けた生徒等に対しては、被害を受けないよう守るとともに生徒保護者に対する相談・支援を行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、必要な措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、必要な情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥ いじめが解決後も、再発防止のため、引き続き注視していく。

(4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を、杉並区教育委員会に速やかに報告する。
- ② 杉並区教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、杉並区教育委員会に報告し、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 留意事項

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、評価結果を踏まえて改善を図る。

(6) その他

いじめに関するアンケートは生徒が卒業、転学、退学等をしてから**3年間**保存する。